

## 揭示文書一覧(市長分)

令和8年6月22日

種別	番号	題名	主管課
公告	296	地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について	農政総務課
公告	297	制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について	契約課
公告	298	制限付一般競争入札（事後審査型）について	契約課
公告	299	制限付一般競争入札（事後審査型）について	契約課
公告	300	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
公告	301	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
公告	302	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
公告	303	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
公告	304	姫路市営住宅の入居者募集について	住宅課

**【 閲覧用 】**  
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 296号  
令和 8年 6月22日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、地域計画の案を作成したので、同法第19条第7項の規定に基づき、この公告の日の翌日から起算して14日間（令和8年7月6日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同法第19条第7項の規定に基づき地域計画の案に対して、本市に意見書を提出することができる。

#### 1 地域計画の案を作成した地区

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 豊富地区    | 岩屋     |
| (2) 香呂（南）地区 | 田野     |
| (3) 中寺地区    | 溝口     |
| (4) 曾左地区    | 書写（西坂） |
| (5) 谷外地区    | 飾東町佐良和 |

#### 2 地域計画の案

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧する。

#### 3 意見書の提出等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：[noseisomu@city.himeji.lg.jp](mailto:noseisomu@city.himeji.lg.jp)

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、地域計画の案に対する意見以外の事項を記載して提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては氏名及び住所を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出のあつた意見には個別の回答はしない。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について

令和8年6月22日付で公告する下記の案件について、日程等の共通事項を、次のとおり公告する。

個々の入札に付する条件等については案件ごとに別に公告する。

記

案件名	坊勢漁港（鷹ノ浦地区）奈3号防波堤耐震改良工事 旧日出車庫解体工事		
申込書等配布及び入札参加申込期間	令和8年（2026年）	6月22日	午前9時30分から
	令和8年（2026年）	6月29日	午後4時まで
契約条項を示す期間	令和8年（2026年）	6月22日から	
	令和8年（2026年）	7月17日まで	
設計 閲覧期間	令和8年（2026年）	6月22日から	
	令和8年（2026年）	7月17日まで	
図書 質問受付期限	令和8年（2026年）	7月 2日	午後4時まで
図書 質問回答開始	令和8年（2026年）	7月 8日	
入札書提出期間	令和8年（2026年）	7月21日	午後1時から
	令和8年（2026年）	7月22日	午後4時まで（兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。）
開札予定日	令和8年（2026年）	7月23日	
開札予定場所	姫路市財政局財務部契約課		
資格審査書類提出期限	令和8年（2026年）	7月28日	正午まで
非落札に対する理由請求期限	令和8年（2026年）	7月30日	
契約予定日	令和8年第3回姫路市議会定例会の閉会日		
その他	令和8年姫路市公告第109号「令和8年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和8年姫路市公告第111号「令和8年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」に定めるとおり		

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	坊勢漁港（鷹ノ浦地区）奈3号防波堤耐震改良工事	
施工場所	姫路市家島町坊勢地先	
施工期限	令和10年（2028年） 1月31日限り	
工事概要	基礎工（雑石） 施工延長 245m 基礎工（捨石） 施工延長 270m 本體工（ブロック製作） 306個 本體工（場所打式） 施工延長 255m	
開札予定日時	令和8年（2026年） 7月23日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 37% 令和9年度 63%	
予定価格	仮契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	無	
低入札価格調査の有無	有	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事（ <b>海洋土木工事</b> ）
	建設業許可区分	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で土木一式工事の総合評定値が930点以上ある者 ・準市内業者で土木一式工事の総合評定値が1040点以上ある者 ・市外業者で土木一式工事の総合評定値が1040点以上ある者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が5億円以上ある者
追加提出書類	無	
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和8年（2026年） 7月27日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和8年（2026年） 7月27日 正午まで	
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要する。	
その他	令和8年姫路市公告第109号「令和8年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和8年姫路市公告第297号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	旧日出車庫解体工事	
施工場所	姫路市日出町二丁目13番1	
施工期限	令和9年（2027年） 10月20日限り	
工事概要	日出車庫の解体 解体に係る延床面積 4,394㎡ 上記に係る解体撤去工事 一式	
開札予定日時	令和8年（2026年） 7月23日 午前9時30分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 40% 令和9年度 60%	
予定価格	仮契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
	平均実績要件	建築一式工事の実績額が1億5,000万円以上ある者
	追加提出書類	無
資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
議会の議決	要する。	
その他	令和8年姫路市公告第109号「令和8年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和8年姫路市公告第297号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	農村地域防災減災事業 阿成井堰改修（その2）工事	
施工場所	姫路市飾磨区阿成植木地内外	
施工期限	令和9年（2027年） 7月30日限り	
工事概要	施工延長 67m 本體工 一式 護床工 一式 帯工 一式 魚道工 一式 仮設工 一式	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 56% 令和9年度 44%	
予定価格	仮契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	無	
低入札価格調査の有無	有	
総合評価の方法及び評価値	評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93/100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は13点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評価値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で土木一式工事の総合評価値が930点以上ある者 ・E、Fブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評価値が890点以上930点未満の者
平均実績要件	土木一式工事の実績額が1億5,000万円以上ある者	
入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和8年（2026年） 6月29日まで
	入札参加申込期間	令和8年（2026年） 6月22日 午前9時30分から 令和8年（2026年） 6月29日 午後4時まで

入札参加資格審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格確認申請書</li> <li>・制限付一般競争入札参加申込書</li> <li>・最新の経営事項審査結果通知書の写し</li> </ul>
	提出期間	<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 6月29日まで(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。)</p> <p>午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで          ただし、最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p>
確認通知書	送付予定日	令和8年(2026年) 6月30日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和8年(2026年) 7月 2日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術提案書(自己採点表提出用)
	提出期間	<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 7月 9日まで(本市の休日を除く。)</p> <p>午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで          ただし、最終日は午前9時30分から正午まで</p> <p>なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書(落札候補者提出用)を令和8年(2026年) 7月27日 正午までに提出すること。</p>
契約条項を示す期間		<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 7月21日まで</p>
設計図書	閲覧期間	<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 7月21日まで</p>
	質問受付期限	令和8年(2026年) 7月 2日 午後4時まで
	質問回答開始	令和8年(2026年) 7月 8日
入札書提出期間		<p>令和8年(2026年) 7月22日 午後1時から          令和8年(2026年) 7月23日 午後4時まで(電子入札システムの休止時間を除く。)</p>
開札予定日時		令和8年(2026年) 7月24日 午前9時30分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
積算疑義申立制度の有無		有
金入り設計書閲覧期限		令和8年(2026年) 7月28日 正午まで
積算疑義申立期限		令和8年(2026年) 7月28日 正午まで
落札審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(落札候補者)審査申請書</li> <li>・関連企業申告書(制限付一般競争入札用)</li> <li>・市税の納税証明書</li> <li>・国税の納税証明書</li> <li>・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書</li> </ul>
	提出期限	令和8年(2026年) 7月29日 正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和8年(2026年) 7月31日
契約予定日		令和8年第3回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱(平成19年8月17日制定)第3条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和8年姫路市公告第112号「令和8年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について(工事)」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型(通常型)

評価区分	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	同種工事(※1)の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	/1点
	過去3年度間の本市発注工事における工事成績等(発注工種に係るものに限る。)	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びCをいずれも満たしている、又はBを満たしている ③下記のCを満たしている A 姫路市優秀工事表彰制度による表彰を受けている B 本市発注工事における工事成績に「秀」の評定がある C 本市発注工事における工事成績に「優」の評定がある	①2点 ②1.5点 ③1点	/2点
配置予定技術者の能力(※2)	同種工事(※1)の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	/1点
	過去5年度間の本市発注工事における工事成績(発注工種に係るもので、監理技術者として従事した工事に限る)	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定が複数ある、又は「秀」及び「優」の評定が両方ある ②「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ③「優」の評定がある	①3点 ②2点 ③1点	/3点
	継続学習の取組状況	推奨単位以上取得	1点	/1点
品質管理	IS09001 認証取得の有無	IS09001 の認証を取得している	1点	/1点
	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A: 経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B: CCUSの事業者登録を行っている	①0.5点 ②0.25点	/0.5点
担い手確保	若手技術者育成の取組状況	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A: 技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15%以上である B: 新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の1%以上である	①1点 ②0.5点	/1点
	パートナーシップ構築宣言の公表	公表している。	0.5点	/0.5点
社会貢献等	A 環境負荷削減活動	IS014001 又はエコアクション2.1のいずれかの認証を取得している	0.25点	/2点
	B 災害時等への地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している	0.25点	
	C 障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点	
	D 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している	0.25点	
	E 再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点	
	F ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、かつ、まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている	0.25点	
	G 健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点	
	H 消防団活動への貢献	消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している	0.25点	
減点項目	指名停止措置の履歴	あり	△1点 ×回数	/△1点 ×回数
合 計				/13点

※1 同種工事とは、平成28年4月1日以降に完了した、一級又は二級河川の河川区域内における井堰の新設及び改修工事(公共機関等(一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約(令和5年8月21日施行)第3条第10号に掲げる機関をいう。)が発注したものに限り)を元請として施工した実績とする。また、共同企業体の構成員(出資比率が20パーセント以上に限り)として受注した場合においても同様とする。

※2 配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	姫路市宮庄田住宅（第2期）中耐建替（建築）工事	
施工場所	姫路市庄田86番地1	
施工期限	令和10年（2028年） 9月29日限り	
工事概要	住戸棟の新築 鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積 2,521㎡ 住戸棟の解体 解体面積 3,191㎡ 上記に係る建築工事 一式	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 12% 令和9年度 54% 令和10年度 34%	
予定価格	仮契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	無	
低入札価格調査の有無	有	
総合評価の方法及び評価値	評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93/100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は19点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
平均実績要件	建築一式工事の実績額が5億円以上ある者	

入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和8年(2026年) 6月29日まで
	入札参加申込期間	令和8年(2026年) 6月22日 午前9時30分から 令和8年(2026年) 6月29日 午後4時まで
入札参加資格審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格確認申請書</li> <li>・制限付一般競争入札参加申込書</li> <li>・最新の経営事項審査結果通知書の写し</li> </ul>
	提出期間	令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 6月29日まで(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。) 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで  ただし、最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
確認通知書	送付予定日	令和8年(2026年) 6月30日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和8年(2026年) 7月 2日
技術資料	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式技術資料提案書(自己採点表及び技術提案書提出用)</li> <li>・別紙「総合評価落札方式技術資料提案書」に掲げる資料の電子データ</li> </ul>
	提出期間	令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 7月10日まで(本市の休日を除く。) 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時30分から正午まで  なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書(落札候補者提出用)を令和8年(2026年) 7月27日 正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 7月21日まで
設計図書	閲覧期間	令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 7月21日まで
	質問受付期限	令和8年(2026年) 7月 2日 午後4時まで
	質問回答開始	令和8年(2026年) 7月 8日
入札書提出期間		令和8年(2026年) 7月22日 午後1時から 令和8年(2026年) 7月23日 午後4時まで(電子入札システムの休止時間を除く。)
開札予定日時		令和8年(2026年) 7月24日 午前9時30分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(落札候補者)審査申請書</li> <li>・関連企業申告書(制限付一般競争入札用)</li> <li>・市税の納税証明書</li> <li>・国税の納税証明書</li> <li>・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書</li> </ul>
	提出期限	令和8年(2026年) 7月29日 正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和8年(2026年) 7月31日
契約予定日		令和8年第3回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱(平成19年8月17日制定)第3条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和8年姫路市公告第112号「令和8年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について(工事)」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

## 別表

## 施工計画評価型

評価区分	評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画	安全管理について配慮する事項	要求項目に対する具体的な工夫・手法の提案があり、効果が見込める場合	6点	／6点
	環境確保について配慮する事項			
企業の施工能力	同種工事（※1）の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	／1点
	過去3年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びCをいずれも満たしている、又はBを満たしている ③下記のCを満たしている A 姫路市優秀工事表彰制度による表彰を受けている B 本市発注工事における工事成績に「秀」の評定がある C 本市発注工事における工事成績に「優」の評定がある	①2点 ②1.5点 ③1点	／2点
配置予定技術者の能力（※2）	同種工事（※1）の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	／1点
	過去5年度間の本市発注工事における工事成績（発注工種に係るもので、監理技術者として従事した工事に限る）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定が複数ある、又は「秀」及び「優」の評定が両方ある ②「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ③「優」の評定がある	①3点 ②2点 ③1点	／3点
	継続学習の取組状況	推奨単位以上取得	1点	／1点
品質管理	ISO9001 認証取得の有無	ISO9001 の認証を取得している	1点	／1点
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A：経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B：CCUSの事業者登録を行っている	①0.5点 ②0.25点	／0.5点
担い手確保	若手技術者育成の取組状況	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A：技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15%以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の1%以上である	①1点 ②0.5点	／1点
	パートナーシップ構築宣言の公表	公表している。	0.5点	／0.5点
社会貢献等	A 環境負荷削減活動	ISO14001 又はエコアクション21のいずれかの認証を取得している	0.25点	／2点
	B 災害時等への地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している	0.25点	
	C 障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点	
	D 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している	0.25点	
	E 再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点	
	F ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、かつ、まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている	0.25点	
	G 健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点	
	H 消防団活動への貢献	消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している	0.25点	
減点項目	指名停止措置の履歴	あり	△1点 ×回数	／△1点 ×回数
合 計				／19点

※1 同種工事とは、平成28年4月1日以降に完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階以上の一の建築物における新築又は改築に係る延床面積が2,000㎡以上の工事を元請として施工した実績とする。また、共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上に限る。以下同じ。）として受注した場合においても同様とする。

※2 配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の施工能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

姫路市長 清元秀泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	姫路市男女共同参画推進センターあいめっせホール外改修工事	
施工場所	姫路市本町68番地290	
施工期限	令和9年（2027年） 8月31日限り	
工事概要	イーグレひめじの内部改修 改修面積：1,989㎡ 上記に係る建築工事・電気設備工事・機械設備工事 一式	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 46% 令和9年度 54%	
予定価格	仮契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	無	
低入札価格調査の有無	有	
総合評価の方法及び評価値	評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93/100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は13点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	建築工事
	建設業許可区分	建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	・市内業者で建築一式工事の総合評定値が890点以上ある者
平均実績要件	建築一式工事の実績額が1億5,000万円以上ある者	
入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和8年（2026年） 6月29日まで
	入札参加申込期間	令和8年（2026年） 6月22日 午前9時30分から 令和8年（2026年） 6月29日 午後4時まで

入札参加資格審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格確認申請書</li> <li>・制限付一般競争入札参加申込書</li> <li>・最新の経営事項審査結果通知書の写し</li> </ul>
	提出期間	<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 6月29日まで(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。)</p> <p>午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>ただし、最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p>
確認通知書	送付予定日	令和8年(2026年) 6月30日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和8年(2026年) 7月 2日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書(自己採点表提出用)
	提出期間	<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 7月 9日まで(本市の休日を除く。)</p> <p>午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>ただし、最終日は午前9時30分から正午まで</p> <p>なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書(落札候補者提出用)を令和8年(2026年) 7月27日 正午までに提出すること。</p>
契約条項を示す期間		<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 7月21日まで</p>
設計図書	閲覧期間	<p>令和8年(2026年) 6月22日から          令和8年(2026年) 7月21日まで</p>
	質問受付期限	令和8年(2026年) 7月 2日 午後4時まで
	質問回答開始	令和8年(2026年) 7月 8日
入札書提出期間		<p>令和8年(2026年) 7月22日 午後1時から          令和8年(2026年) 7月23日 午後4時まで(電子入札システムの休止時間を除く。)</p>
開札予定日時		令和8年(2026年) 7月24日 午前9時30分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(落札候補者)審査申請書</li> <li>・関連企業申告書(制限付一般競争入札用)</li> <li>・市税の納税証明書</li> <li>・国税の納税証明書</li> <li>・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書</li> </ul>
	提出期限	令和8年(2026年) 7月29日 正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和8年(2026年) 7月31日
契約予定日		令和8年第3回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱(平成19年8月17日制定)第3条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和8年姫路市公告第112号「令和8年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について(工事)」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型(通常型)

評価区分	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	同種工事(※1)の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	/1点
	過去3年度間の本市発注工事における工事成績等(発注工種に係るものに限る。)	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びCをいずれも満たしている、又はBを満たしている ③下記のCを満たしている A 姫路市優秀工事表彰制度による表彰を受けている B 本市発注工事における工事成績に「秀」の評定がある C 本市発注工事における工事成績に「優」の評定がある	①2点 ②1.5点 ③1点	/2点
配置予定技術者の能力(※2)	同種工事(※1)の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	/1点
	過去5年度間の本市発注工事における工事成績(発注工種に係るもので、監理技術者として従事した工事に限る)	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定が複数ある、又は「秀」及び「優」の評定が両方ある ②「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ③「優」の評定がある	①3点 ②2点 ③1点	/3点
	継続学習の取組状況	推奨単位以上取得	1点	/1点
品質管理	IS09001 認証取得の有無	IS09001 の認証を取得している	1点	/1点
	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A: 経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B: CCUSの事業者登録を行っている	①0.5点 ②0.25点	/0.5点
担い手確保	若手技術者育成の取組状況	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A: 技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15%以上である B: 新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の1%以上である	①1点 ②0.5点	/1点
	パートナーシップ構築宣言の公表	公表している。	0.5点	/0.5点
社会貢献等	A 環境負荷削減活動	IS014001 又はエコアクション21のいずれかの認証を取得している	0.25点	/2点
	B 災害時等への地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している	0.25点	
	C 障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点	
	D 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している	0.25点	
	E 再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点	
	F ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動かつまちかど100mクリーンアクションに関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている、かつ、まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている	0.25点	
	G 健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点	
	H 消防団活動への貢献	消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している	0.25点	
減点項目	指名停止措置の履歴	あり	△1点 ×回数	/△1点 ×回数
合 計				/13点

※1 同種工事とは、平成28年4月1日以降に完了した固定座席数300席以上(複数のホールを有する場合は、そのうち最大座席のもの)を有する屋内のホールを含む建築物における新築、改築又は改修に係る工事を元請として施工した実績とする。ただし、改築又は改修においては、施工範囲に屋内のホールを含む場合に限る。  
なお、上記実績については、共同企業体の構成員(出資比率が20パーセント以上に限る。以下同じ。)として受注した場合においても同様とする。

※2 配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁上部工事		
施工場所	姫路市広畑区清水町三丁目地内外		
施工期限	令和12年（2030年） 1月31日限り		
工事概要	橋長 143m 舗装工 3,342㎡ 排水構造物工 施工延長 307m 縁石工 一式 プレビーム桁橋工 一式 現場塗装工 254㎡ 橋梁付属物工 一式 仮設工 一式		
前金払の有無	有		
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）		
部分払の有無	有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）		
支払区分	支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 27% 令和9年度 33% 令和10年度 32% 令和11年度 8%		
予定価格	仮契約締結後に公表		
最低制限価格の有無	無		
低入札価格調査の有無	有		
総合評価の方法及び評価値	評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に93/100を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は7.5点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。		
入札参加資格	共通	入札参加形態	共同企業体（共同施工方式）
		構成員数	2者
		建設業許可区分	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
		配置予定技術者	代表者においては、本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者。 構成員においては、本工事に配置できる専任の主任技術者又は監理技術者を有する者。 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	代表者	登録業種（特殊工法）	土木工事（PC橋梁工事）
		市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で土木一式工事の総合評定値が1040点以上ある者 ・準市内業者で土木一式工事の総合評定値が1200点以上ある者 ・市外業者で土木一式工事の総合評定値が1200点以上ある者
		平均実績要件	土木一式工事の実績額が30億円以上ある者
	構成員	登録業種（特殊工法）	土木工事
		市内外区分及び総合評定値	・市内業者で土木一式工事の総合評定値が890点以上ある者
		出資比率	30%以上

入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和8年(2026年) 7月 3日まで
	入札参加申込期間	令和8年(2026年) 6月22日 午前9時30分から 令和8年(2026年) 7月 3日 午後4時まで
入札参加資格審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格確認申請書</li> <li>・制限付一般競争入札参加申込書</li> <li>・各構成員の最新の経営事項審査結果通知書の写し</li> <li>・共同企業体結成届</li> </ul>
	提出期間	令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 7月 3日まで(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。))を除く。 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
確認通知書	送付予定日	令和8年(2026年) 7月 6日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和8年(2026年) 7月 7日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書(自己採点表提出用)
	提出期間	令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 7月14日まで(本市の休日を除く。) 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時30分から正午まで なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書(落札候補者提出用)を令和8年(2026年) 7月28日 正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 7月22日まで
設計図書	閲覧期間	令和8年(2026年) 6月22日から 令和8年(2026年) 7月22日まで
	質問受付期限	令和8年(2026年) 7月 7日 午後4時まで
	質問回答開始	令和8年(2026年) 7月13日
入札書提出期間		令和8年(2026年) 7月23日 午後1時から 令和8年(2026年) 7月24日 午後4時まで(電子入札システムの休止時間を除く。)
開札予定日時		令和8年(2026年) 7月27日 午前9時30分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
積算疑義申立制度の有無		有
金入り設計書閲覧期限		令和8年(2026年) 7月29日 正午まで
積算疑義申立期限		令和8年(2026年) 7月29日 正午まで
落札審査	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(落札候補者) 審査申請書</li> <li>・代表者以外の構成員の配置予定技術者設置届</li> <li>・各構成員の関連企業申告書(制限付一般競争入札用)</li> <li>・各構成員の市税の納税証明書</li> <li>・各構成員の国税の納税証明書</li> <li>・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書</li> </ul>
	提出期限	令和8年(2026年) 7月30日 正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和8年(2026年) 8月 3日
契約予定日		令和8年第3回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱(平成19年8月17日制定)第3条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和8年姫路市公告第112号「令和8年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について(工事)」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

## 別表

## 施工能力評価型(通常型)

評価区分	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工能力(※2)	同種工事(※1)の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	/1点
配置予定技術者の能力(※2)	同種工事(※1)の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1.5点	/1.5点
	継続学習の取組状況	推奨単位以上取得	1点	/1点
品質管理(※2)	ISO9001 認証取得の有無	ISO9001 の認証を取得している	1点	/1点
	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A: 経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B: CCUSの事業者登録を行っている	①0.5点 ②0.25点	/0.5点
担い手確保(※2)	若手技術者育成の取組状況	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A: 技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15%以上である B: 新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の1%以上である	①1点 ②0.5点	/1点
	パートナーシップ構築宣言の公表	公表している。	0.5点	/0.5点
社会貢献等(※2)	A	環境負荷削減活動	ISO14001又はエコアクション2.1のいずれかの認証を取得している	0.25点
	B	障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点
	C	再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点
	D	健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点
減点項目(※3)	【代表者】 指名停止措置の履歴	あり	△1点 ×回数	/△1点 ×回数
	【代表者以外の構成員】 指名停止措置の履歴	あり	△1点 ×回数	/△1点 ×回数
合 計				/7.5点

※1 同種工事とは、平成28年4月1日以降に完了した、一級又は二級河川に架設した、施工橋長100m以上の連続プレキャスト合成桁のクレーン架設工事（公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関をいう。））をいう。また、共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上に限る）として受注した場合においても同様とする。

※2 共同企業体の代表者で評価する。配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

※3 共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれを対象とする。

姫路市公告第 304号

令和 8年 6月22日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅の入居者募集について

姫路市営住宅の入居者の募集を別紙のとおり行うので、姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）第4条第2項の規定により公示する。

# 市営住宅入居申込案内書

【令和8年7月定期募集】受付期間 7/2(木)～7/10(金)

※ 郵送の場合は 7/10(金)までの消印で 7/13(月)までに必着のこと

## 目次

①	申込方法	1
②	申込みから入居まで	2
③	申込資格	3
④	優遇取扱いについて	6
⑤	申込みから入居後の注意事項	8
⑥	入居資格収入額	9
⑦	収入欄の記入方法	11
⑧	世帯の収入額の計算方法と政令月収の計算例	12
⑨	募集対象住宅	15
⑩	市営住宅の位置	19
⑪	選考方法	21
⑫	募集予定	22
⑬	申込書の書き方	23

(お知らせ)

①裁量世帯のうち、子育て世帯等の入居収入基準額（政令月収）の上限の引き上げと対象範囲を拡大しました。詳しくは9ページをご覧ください。

②入居前の修繕は、日常生活に支障が生じる箇所に限り、必要最小限の補修を行っております。そのため、住宅ごとに美観、劣化の程度や状態が異なりますので、あらかじめご了承ください。

## 問い合わせ先



姫路市 住宅課 (本庁舎5階)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所  
TEL. 079-221-2633 <http://www.city.himeji.lg.jp/>

姫路市住宅課

検索





## ① 申込方法

### (1) 申込資格を確認してください。

3～5 ページ 「③申込資格」

6～7 ページ 「④優遇取扱いについて」

8 ページ 「⑤申込みから入居後の注意事項」

9～10 ページ 「⑥入居資格収入額」(入居基準収入額の早見表は 10 ページ)

### (2) 申込団地を1つ選んでください。

15～17 ページ 「⑨募集対象住宅」

### (3) 申込書を作成してください。

11 ページ 「⑦収入欄の記入方法」

23 ページ 「⑬申込書の書き方」

### (4) 申込書を郵送するか窓口で申し込みしてください。

➤ 所定の申込書を封筒に入れて郵送してください。

(切手代はご負担ください。また、市は郵便事故等による未着の責任は負いません。)

➤ 所定の申込書を窓口で提出してください。

※ 申込書に不備がある場合は受付できません。

**申込期間** 令和8年7月2日(木)～10日(金)

ただし、7月4日(土)・5日(日)は窓口での申込みはできません。

※ 郵送申込みの場合は7月10日(金)の消印まで有効。

ただし、同月13日(月)までに到着したものに限りです。

**郵送の申込先** } 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
**窓口受付場所** } 姫路市役所 住宅課(本庁舎5階)

**窓口受付時間** 午前9時00分から午後5時00分まで

**申込有効期間** 申込みは1年間(令和9年4月募集分まで)有効です。  
ただし、申込後の申込住宅・申込者の変更はできません。  
変更がある場合は改めて申込みが必要となります。

**ご注意** 入居申込みを代行する業者があるようですが、これらの業者は姫路市とは一切関係ありませんのでご注意ください。



## ② 申込みから入居まで

申込み



申込資格等の確認



抽選日のお知らせ



抽選



資格審査



入居手続



入居

【受付期間】 令和8年7月2日（木）～10日（金）

郵送か窓口にて姫路市役所住宅課までお申込みください。

なお、郵送の場合は7月10日（金）までの消印（投函時刻が遅い場合は翌日の消印となることがあります。）があり、7月13日（月）までに必着のこと。期限を過ぎてから到着した場合は失格となります。

【1次審査】

申込書に記入漏れがある場合や申込資格がない場合には、受付できないことがあります。

各申込者には、抽選日の案内を郵送でお送りします（募集住宅のみ）。希望する住宅を記入の上、抽選申込票を抽選日の前日（土日祝除く）までに提出していただきます。

【抽選日】 令和8年8月12日（水）

抽選の順番は令和7年10月募集に申し込まれた方からの申込み順になります。

申込者数が募集戸数を上回った場合は、公開抽選により職員が抽選機を回し、当選者（1世帯）と補欠者（2世帯）を部屋ごとに決定します。

なお、第一希望で申込みがなかった住宅のみ、当選者及び補欠者以外の方について第二希望分の抽選を同様に行います。（見学は自由です。）

【2次審査】

当選者は令和8年9月中旬までに必要書類を提出していただき、入居条件資格審査を行います。資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や申込書の記載内容が事実と異なる場合は『失格』となります。また、緊急時の連絡先の届出が必要です。（単身での申込みの場合は、身元保証人の届出も必要）

入居される際には敷金（家賃の3か月分）の支払いが必要となります。支払い確認後に部屋の鍵をお渡しいたします。

入居は、令和8年9月中旬頃からとなりますが、必要書類の不備・不足により再提出となった場合は、入居時期が遅れることがあります。



### ③ 申込資格

市営住宅の申込みができる方は、次の**全ての条件を備えていることが必要**です。申込期間の最終日現在の状況が申込資格の判断基準になります。また、入居までにこれらの条件が1つでも欠けたときは、入居できません。

※ 下記の条件を満たした方であっても、団地内で円滑な共同生活を行い得ない人、過去に市営住宅に入居していて、姫路市営住宅管理条例・同条例施行規則等に違反した人は申込みできません。

(1) **姫路市内に住所又は勤務場所があること。**

※ 住民票や在職証明書などで、その事実が確認できること。

(2) **現に同居し、又は同居しようとする親族がある（夫婦又は親子を主体として独立の生計を営み家族の人数が2人以上ある）こと。**

※1 内縁の配偶者（続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」）については、令和8年7月10日までに住民票などで確認できること。

※2 婚約者との申込みの場合は、令和8年9月末までに婚姻届を提出すること。

※3 単身又は友人等の寄り合い世帯、同居扶養義務がない親族との申込みはできません。また、家族を不自然に合体・分割する申込み（夫婦の別居を含む。）はできません（4 ページ単身用住宅⑧に該当する方は除く）。

※4 離婚を理由に申し込まれる方は、令和8年7月10日までに離婚しており、書類審査時に戸籍謄本などで、その事実が確認できること。

※5 離婚調停中で申し込まれる方は、令和8年7月10日までに裁判所への調停申立て済みで、かつ、令和8年9月末までに戸籍謄本などで離婚されたことが確認できること。

※6 母子・父子世帯での申込みは、申込者に戸籍上配偶者がなく、18歳未満の子の親権者であること。

※7 原則、未成年者の申込はできません。

※8 パートナースhip宣誓書受領証等の交付を受けた方については、婚姻関係にある者とみなします。宣誓予定の方につきましては、令和8年9月末までにパートナースhip宣誓書受領証等の交付を受ける必要があります。

(3) **現に住宅に困窮していることが明らかであること。**

※1 現に公営住宅に入居している場合、自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている場合及び現住宅の家賃を滞納している場合は、申込みできません。

※2 原則として持家（共有名義も含む）がある場合は、申込みできません。ただし、売却等により持家を入居時までに処分できる方は申し込むことができます。（売却等処分期間の猶予は令和8年9月末まで。）申込書に売却予定日を必ず記入すること。当選した場合でも、猶予期間内に所有権の移転等を証明する書類（登記簿謄本等）が提出できない場合は、入居資格が失われます。

(4) **入居しようとする者が暴力団員でないこと。**

(5) **入居しようとする家族全員の収入合計が、条例で定める入居資格収入基準の範囲内であること（9～10 ページ参照）。**

#### ■ 一般住宅

上記申込資格(1)から(5)までの全ての条件に該当する人



家族で入居

## ■ 単身者用住宅

3 ページの申込資格(1)及び(3)から(5)までを満たし、かつ、以下の条件のいずれかに該当する人

- ① 満60歳以上である人
- ② 障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで、又は療育手帳の交付を受けている人
- ③ 戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である人で、戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑤ 生活保護を受けている人又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている人
- ⑥ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV法」という。）第1条第2項に規定する被害者又はDV法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア、イ、ウのいずれかに該当するもの
  - ア DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護、DV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の女性自立支援施設における保護、又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - イ DV法第10条第1項又は第10条の2（DV法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
  - ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』が発行されている者

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、『公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書』による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に扱う。

※ 上記①から⑧までのいずれかに該当する方であっても、常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることができず、又は居宅において常時の介護を受けることが困難である方はお申込できません。

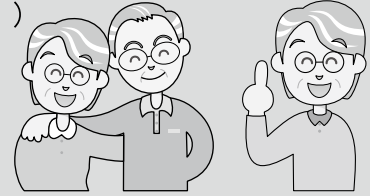
家族で入居

単身(1人)で入居

## ■ 高齢者用住宅

3 ページの申込資格(1)から(5)までを満たし、かつ、以下のいずれかの条件に該当する人

- ① 家族全員が60歳以上の世帯(60歳以上の単身者を含む。)
- ② 60歳以上の人とその配偶者だけの世帯
- ③ 家族全員が障害者である世帯(障害者の単身者を含む。)
- ④ 障害者とその配偶者だけの世帯
- ⑤ 60歳以上の人と障害者だけの世帯



※障害者：4 ページの単身者用住宅の申込資格に記載する②③④⑥⑦のいずれかに該当する人をいいます。



高齢者用住宅は、  
NTTの固定電話の設置が必要です！！  
詳しくは、18ページ【生活援助員LSA:ライフサポートアドバイザーについて】を参照してください。

家族で入居

## ■ 身体障害者用住宅

3 ページの申込資格(1)から(5)までを満たし、かつ、入居者又は同居者が恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害で戦傷病者手帳又は身体障害者手帳の交付を受けている人で、車いすを使用していない世帯。

家族で入居

## ■ 車いす用身体障害者用住宅

3 ページの申込資格(1)から(5)までを満たし、かつ、入居者又は同居者が恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害で戦傷病者手帳か身体障害者手帳の交付を受けている人で、車いすを使用している世帯の場合は申込みができます。

当选した際に、車いすの使用が必要な旨の診断書等が必要になります。



## ④ 優遇取扱いについて

一般住宅、単身者用住宅、高齢者用住宅、車いす用身体障害者用住宅に申込をされた方で次の表（１）から（６）のいずれかに該当する世帯は、抽選会での当選確率が一般申込者に比べて２倍になります。ただし、大家族世帯以外は、60㎡未満の面積の住宅のみ優遇者とします。

なお、身体障害者用住宅に関しては住宅の面積に関わらず、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があり戦傷病者手帳をお持ちの方又は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの人のみ優遇取扱い対象となります。

優遇取扱いとなる対象世帯	当選後の提出書類
(1) 高齢者世帯 申込者本人が満60歳以上で、同居又は同居しようとする親族が配偶者、高齢者若しくは18歳未満である世帯	(1) 住民票等
(2) 心身障害者世帯 申込者本人又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する世帯 ア 戦傷病者 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があり、戦傷病者手帳をお持ちの人 イ 戦傷病者以外の身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害があり、身体障害者手帳をお持ちの人 ウ 知的障害等の障害を有する人 療育手帳(判定A又はB1)をお持ちの人 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度の障害がある人	(2) 障害者手帳等のコピー
(3) 子育て世帯 18歳未満の子を扶養している世帯	(3) 住民票等
(4) 若年世帯 申込者本人及びその配偶者（婚約、内縁関係含む）の年齢の合計又は同居者及びその配偶者の年齢の合計が70歳以下である世帯	(4) 住民票等

<p>(5) 大家族世帯 入居される方が5人以上いる世帯</p> <p>(6) DV被害者世帯</p> <p>ア DV法第1条第2項に規定する被害者又はDV法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、その者の申立てにより発せられたDV法第10条第1項又は第10条の2の規定による命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ DV法第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護、DV法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の女性自立支援施設における保護、又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』が発行されている者</p> <p>なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、『公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書』による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に扱う。</p>	<p>(5) 住民票等</p> <p>(6) 裁判所の保護命令決定書</p> <p>都道府県の婦人相談所等の証明書</p> <p>左記ウに記載している証明書等</p>
--	---

※ 抽選後に指定する期間内に上記の証明書等の提出がない場合は、入居資格を取り消します。

※ 年齢は、申込期間最終日現在の満年齢です。



## ⑤ 申込みから入居後の注意事項

### 【申込みの取消し】

- (1) 申込み後に連絡先、申込内容等の変更があった場合や、他に住宅を確保したために申込みが不要となった場合は、必ず申し出てください。なお、入居の際に婚約者が変わっていたり、単身となる等世帯構成が変更になった場合や申込書記載内容が事実と異なる場合は、申込みを取り消すことがあります。

### 【住宅の下見】

- (2) 住宅の下見はできません。

### 【入居時に必要な手続き】

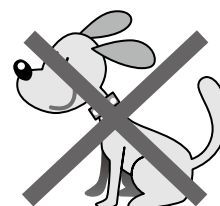
- (3) 入居手続きの際には、緊急時の連絡先の届出が必要です。  
(単身での申込みの場合は、身元保証人の届出も必要)
- (4) 敷金として家賃の3か月分を入居手続きの際に納入していただきます。
- (5) 入居が決定した方は、市が指定した日から14日以内に入居してください。正当な理由なくこの間に入居しない場合は、入居の意思がないものとみなして入居の決定を取り消すことがあります。

### 【入居後の注意点】

- (6) 入居前の修繕は、日常生活に支障が生じる箇所に限り、必要最小限の補修を行っております。  
そのため、住宅ごとに美観、劣化の程度や状態が異なりますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 入居後は、家賃のほかに共同施設の利用経費(一般共益費)が必要です。
- (8) 勝原・六角・清水谷住宅は地上テレビ放送難視聴地域にあるため、地上テレビ放送の視聴には、ケーブルテレビへの加入が必要となります。加入方法や料金等の詳細については、姫路ケーブルテレビ TEL 0120-129-130 にお問い合わせください。

### 【入居者の義務と禁止事項について】

- (9) 入居者の方には、毎年、翌年度の家賃を決めるために、収入申告をしていただきます。  
なお、3年以上入居されている方が、収入(所得)基準を超える収入超過者になった場合は、明渡し努力をしていただくこととなります。また、高額所得者と認定された方は、住宅を明け渡していただくこととなります。
- (10) 市営住宅にお住まいの方が、家屋、マンションなどを所有(共有名義含む。)されたときは、市営住宅を明け渡していただくことがあります。
- (11) 住宅内では、犬・猫・鳥などペット類の飼育等は、他の入居者の迷惑になるため、禁止しています。





## ⑥ 入居資格収入額

市営住宅への申込みには、あなたの世帯の所得から算出する『政令月収』が定められた基準内にあることが必要です。あなたの政令月収が、収入資格の範囲内であるかどうかを確認してください。

### (1) 政令月収の計算方法

$$\text{政令月収} = (\text{年間総所得金額} - \text{控除合計額}) \div 12$$

政令月収とは、入居しようとする家族全員の年間総所得金額から扶養控除額等の控除合計額を差し引いた後の額を12で割った額です。

- 政令月収の計算方法については「⑧世帯の収入額の計算方法と政令月収の計算例」(12~14 ページ)を参照してください。



### (2) 入居資格

次の政令月収の世帯は、申込みができます。

- ・ 一般世帯：政令月収 158,000円以下
- ・ 裁量世帯：政令月収 214,000円以下
- ※裁量世帯のうち、子育て世帯等は政令月収 259,000円以下

- **裁量世帯**とは、次のいずれかにあてはまる世帯です。

#### ① 高齢者世帯

申込者が60歳以上の人で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の人からなる世帯

#### ② 心身障害者世帯（申込者本人又は同居する親族が次のいずれかに該当する世帯）

##### (ア) 身体障害者

身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障害があり、身体障害者手帳をお持ちの人

##### (イ) 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級又は2級に該当する人

##### (ウ) 知的障害者

療育手帳（判定A又はB1）をお持ちの人

#### ③ 戦傷病者（恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である人で戦傷病者手帳の交付を受けている人）

#### ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人

#### ⑤ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人

#### ⑥ 法で規定するハンセン病療養所入所者等に該当する人

#### ⑦ 子育て世帯等

(ア) 同居者に18歳未満の子がいる世帯

(イ) 夫婦の年齢の合計が70歳以下である世帯

(3) 所得とは（所得税法上、課税の対象となる所得をいいます。）

① 給与所得 <給与、俸給、賃金、賞与等>の場合

給与所得控除後の金額

② 公的年金等 <厚生年金、共済年金、国民年金、恩給等>の場合

公的年金等控除後の金額（ただし、非課税所得となる障害年金、遺族年金等を除く。）

③ 事業・雑所得等 <事業所得、配当所得、不動産所得等>の場合

年間総収入額から所得税法で定める必要経費を除いた金額

※ 大工、左官、建築手伝い、日雇い、保険の外交等の方は仕事の内容により事業所得となる場合があります。



(4) 非課税所得

遺族年金、障害年金、生活保護の各扶助費、雇用保険金、労働災害保険金、休業補償、仕送り等は、非課税所得であり政令月収の計算の対象にはなりません。

(5) 退職者・退職予定者について

前年中に所得があるが申込みの際には退職している場合や、申込みの際に所得があっても、令和8年9月末日までに退職予定の場合は、所得無しと判定します。

➢ この場合、申込書に記入された該当者の給与総収入額記入欄にそれぞれ「〇月〇日退職」、「〇月〇日退職予定」と記入してください。

(6) 入居基準収入額の早見表

単位：円

		区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与 所得者	年間 総収入 金額	一般世帯	～2,967,999	～3,511,999	～3,995,999	～4,471,999	～4,947,999
		裁量世帯	～3,887,999	～4,363,999	～4,835,999	～5,311,999	～5,787,999
		子育て世帯等		～5,035,999	～5,511,999	～5,987,999	～6,463,999
事業 所得者	年間 総所得 金額	一般世帯	～1,896,000	～2,276,000	～2,656,000	～3,036,000	～3,416,000
		裁量世帯	～2,568,000	～2,948,000	～3,328,000	～3,708,000	～4,088,000
		子育て世帯等		～3,488,000	～3,868,000	～4,248,000	～4,628,000
年金 所得者 (満65 歳以上)	年間 総収入 金額	一般世帯	～3,096,000	～3,534,667	～4,041,334	～4,495,295	～4,942,354
		裁量世帯	～3,924,000	～4,391,765	～4,838,824	～5,285,883	～5,732,942
		子育て世帯等		～5,027,072	～5,474,131	～5,921,190	～6,368,249

➢ 入居者の中で所得のある方が1人で、特別控除対象者がいない場合、入居収入資格があるかどうか確認できます。

※ 特別控除とは「同居・扶養控除」以外の控除のことをいいます。(13ページ参照)

## ⑦ 収入欄の記入方法



		区 分	記 入 金 額
給 与 収 入	1	現在の勤務先に令和6年12月31日以前に就職し、現在まで勤務している（入居まで継続して勤務している。）とき。	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの年間収入額
	2 ※	現在の勤務先に令和7年1月1日以降に就職し、現在まで勤務している（入居まで継続して勤務している。）とき。	（採用の翌月から令和8年6月末日までの収入額 ÷ 上記期間の月数）× 12 + 賞与（ボーナス等）で算出される推定年間給与収入額  上記期間が1年以上の場合は直近1年間分で計算
	3	現在の勤務先に就職してからまだ1か月分の給料を支給されていないとき。	契約月収額 × 12 + 賞与（ボーナス等）で算出される推定年間給与収入額。この場合、該当者の給与総収入額記入欄に「推定」と記入してください。
	4	令和8年9月末日までに退職されるとき。	収入計算の対象とはなりません。この場合、給与総収入額記入欄に0と記入し、「〇月〇日退職予定」と記入してください。
年 金 収 入	5	厚生年金、共済年金、国民年金、恩給の支給対象者（遺族年金、障害年金等課税の対象とされないものは計算の対象となりません。）	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの年間支給額
事 業 所 得	6	令和6年12月31日以前から現在まで同じ事業をしている（入居まで継続している。）とき。	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの年間所得額
	7 ※	令和7年1月1日以降に事業を始め、現在まで同じ事業をしている（入居まで継続している。）とき。	（事業を始めた翌月から令和8年6月末日までの所得額） ÷ 上記期間の月数 × 12 で算出される推定年間所得額  上記期間が1年以上の場合は直近1年間分で計算

**無職の場合は、給与総収入額記入欄に0と記入し、「無職」と記入してください。**

※印・・・1か月未満の月の収入は除いて計算してください。



## ⑧ 世帯の収入額の計算方法と政令月収の計算例

### (1) 収入額から所得額を計算する。

収入がある申込者又は同居者について、該当者ごとに所得金額を計算し、世帯の所得額の合計を計算してください。なお、1人に2種類以上の収入（例えば、給与収入と年金収入など）がある場合は、1種類ごとに計算してください。

年間給与収入額から年間給与所得額を算出する。

給与収入金額		算出方法(給与所得金額)
0円～ 650,999円		「0」円
651,000円～1,899,999円		給与収入金額－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	給与収入金額÷4,000円＝ 小数点以下を切り捨てる ⇒その結果×4,000円＝ 端数整理後の給与収入金額	端数整理後の給与収入金額×0.7 －80,000円
3,600,000円～6,599,999円		端数整理後の給与収入金額×0.8 －440,000円
6,600,000円～8,499,999円		給与収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～		給与収入金額 －1,950,000円

年間年金収入額から年間年金所得額を算出する。

年齢	年金収入金額	算出方法(年金所得金額)
満64歳以下	～ 600,000円	「0」円
	600,001円～1,299,999円	年金収入金額 － 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入金額×0.75－ 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入金額×0.85－ 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	年金収入金額 －1,955,000円
満65歳以上	～1,100,000円	「0」円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入金額 －1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入金額×0.75－ 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入金額×0.85－ 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	年金収入金額 －1,955,000円

(2) 控除額を計算する。

控除名	条件	控除額
同居・扶養控除	①申込者本人以外で、市営住宅へ入居しようとする人 ②市営住宅に入居はしないが、所得税法上、申込者本人又は同居者が扶養している人	380,000円
普通障害者控除	「特別障害者」以外の障害者	270,000円
特別障害者控除	①知的障害者「A」の交付を受けている人 ②1・2級の身体障害者 ③1級の精神障害者 ④戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が特別項症から第3項症までの人 ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により厚生労働大臣の認定を受けている人	400,000円
ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明であり、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者もおらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない者）を有し、合計所得金額が500万円以下の人	350,000円 所得金額が35万円未満の時は当該所得金額
寡婦控除	ひとり親に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者もおらず、夫と離婚した後婚姻せず扶養親族のある場合、及び夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明となった場合で、年間の合計所得金額が500万円以下の人	270,000円 所得金額が27万円未満の時は当該所得金額
特定扶養親族控除	満16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000円
老人扶養親族控除	満70歳以上の扶養親族及び控除対象配偶者	100,000円
基礎控除振替	①給与所得又は公的年金等に係る雑所得のいずれかを有する人（当該所得の金額が10万円未満である場合には、当該給与所得又は当該公的年金等に係る雑所得の金額） ②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある人（当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）	100,000円 上記控除と重複して控除可

※ 扶養親族…所得税法上の扶養親族のことです。

※ 年齢は、申込期間最終日現在の満年齢です。

(3) 政令月収を計算する。

$$\text{政令月収} \quad \boxed{\phantom{000000}} \text{円} = \left( \boxed{\phantom{000000}} \text{円} + \boxed{\phantom{000000}} \text{円} - \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \right) \div 12$$

(本人の年間所得金額 + 同居者の年間所得金額 - 控除合計額) ÷ 12  
 (1) において計算した金額 (2) において計算した金額

なお、推定年間給与収入額・所得額について2次審査では、令和8年9月末日までの状況で、再度計算しますので、その期間内に賞与などが支給されている場合は、それを含めて計算し、支給予定額について再度提出していただくことになります。

(4) 政令月収の区分から家賃の階層（収入分位）が決定されます。

政令月収（円）	一般世帯	裁量世帯	
		子育て世帯等	
0～104,000	(1)	(1)	(1)
104,001～123,000	(2)	(2)	(2)
123,001～139,000	(3)	(3)	(3)
139,001～158,000	(4)	(4)	(4)
158,001～186,000	—	(5)	(5)
186,001～214,000	—	(6)	(6)
214,001～259,000	—	—	(7)



## ⑨ 募集対象住宅

■ 一般住宅（3ページの申込資格をご確認ください。）

住宅名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積(m <sup>2</sup> )	令和8年度の月額家賃(予定)	EV	ガスの種類	駐車場	備考
船越	1戸	H6	高層	5階	3LDK	◎	66.4	27,600～63,500	有	天然	有	
保城	1戸	H9	高層	6階	3LDK	◎	71.0	29,200～67,100	有	天然	有	
北条	2戸	S62	高層	2階	3DK	◎	61.7	23,800～54,700	有	天然	有	
		S61	高層	1階	3LDK	◎	64.6	24,600～56,500	有	天然	有	
蒲田	1戸	H5	高層	3階	3DK	◎	61.1	25,300～58,200	有	天然	有	
中河原	1戸	R3	高層	7階	2DK	◎	53.0	23,900～54,800	有	天然	有	
西蒲田	1戸	H11	中耐	3階	3DK	◎	65.4	26,400～60,600	有	天然	有	
勝原	1戸	H16	中耐	1階	3LDK	◎	65.0	28,200～64,700	有	天然	有	
大塩	1戸	H17	中耐	3階	3DK	◎	65.4	25,900～59,600	有	天然	有	

住宅名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積(m <sup>2</sup> )	令和8年度の月額家賃(予定)	EV	ガスの種類	駐車場	備考
白浜南	2戸	H7	高層	4階	3LDK	◎	71.8	28,500～65,400	有	天然	有	
		H19	高層	2階	3LDK	◎	72.3	30,200～69,400	有	天然	有	
江鮎	1戸	H23	高層	4階	2DK	◎	53.3	21,600～49,600	有	LP	有	単身可
書写西	2戸	H20	高層	5階	3LDK	◎	73.0	32,200～74,000	有	天然	有	
		H18	高層	2階	2DK	◎	52.9	23,000～52,800	有	天然	有	

■ 単身者用住宅（4ページの申込資格をご確認ください。）

住宅名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積(m <sup>2</sup> )	令和8年度の月額家賃(予定)	EV	ガスの種類	駐車場	備考
中河原	1戸	H25	高層	2階	2K	◎	42.8	18,600～36,500	有	天然	有	
書写西	1戸	H16	高層	8階	2DK	◎	42.9	18,500～36,300	有	天然	有	

■ 高齢者用住宅（5 ページの申込資格をご確認ください。）

住宅名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積 (㎡)	令和8年度の月額家賃(予定)	EV	ガスの種類	駐車場	備考
清水谷	1戸	H16	中耐	3階	2DK	◎	55.1	20,900~48,000	有	LP	有	世帯可 単身可
白浜南	1戸	H9	高層	5階	2K	※	41.0	16,400~32,200	有	天然	有	単身用

浴室設備 ※・・・電気温水器・浴槽・シャワーあり



高齢者用住宅は、NTTの固定電話の設置が必要です！！  
詳しくは、18ページ【生活援助員LSA:ライフサポートアドバイザーについて】を参照してください。

■ 車いす用身体障害者用住宅（5 ページの申込資格をご確認ください。）

住宅名	募集戸数	建設年度	構造	階数	居室	浴室設備	面積 (㎡)	令和8年度の月額家賃(予定)	EV	ガスの種類	駐車場	備考
英賀保	1戸	H11	高層	1階	3DK	◎	65.3	27,800~63,900	有	天然	有	世帯用

## 募集対象住宅について

※ 家賃の額は、入居者の収入や住宅の規模・建設時からの経過年数等に応じた家賃となります。

入居後の家賃は、毎年度提出していただく「収入申告書」により収入を認定し、翌年度の家賃を決定します（定額の家賃ではありません）。

### 【構造欄について】

・中耐：3・4・5階建中層耐火造、高層：6～10階建高層耐火造、エレベーター（E V）

### 【階数欄について】

募集する住戸がある階を表示

### 【浴室設備欄について】

- ・○：釜・浴槽あり
- ・◎：給湯器・浴槽・シャワーあり
- ・無印：給湯器・浴槽・風呂釜等は入居者で準備

### 【駐車場欄について】

・有：住宅内に車庫証明が発行できる有料駐車場を確保しています。ただし、各団地の利用状況によっては、使用できない場合もあります。

- 駐車場の使用は、各住宅の自動車保管場所管理組合へ申し込んでください。
- 有料駐車場の無い住宅では団地の外に車庫を確保してください。

（※）蒲田住宅の3棟（高齢者用）については、駐車場がありません。

### 【TVアンテナについて】

- 英賀住宅2棟はTVアンテナがありませんので、入居者で準備していただきます。
- 勝原・六角・清水谷住宅はケーブルテレビへの加入が必要となります。（8ページ（8）を参照）

## 【生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）について】

蒲田、白浜南、清水谷の高齢者用住宅は、入居者に対し、生活援助員（LSA）を派遣して、生活指導、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供しています。

### （1）役割

① 安否の確認 生活援助員が、各住戸を訪問し、安否や体調等を確認します。

② 緊急時の対応

緊急通報システム（NTTの固定電話の設置が必要）により、緊急状態を察知し、容態の確認、消防（救急車の手配）や医療機関及び親族等緊急連絡先への連絡を行います。また、緊急時の対応の為に、生活援助員が合鍵を所持しています。

③ 生活指導・相談

健康、衛生、生活及びその他困りごと等に関する相談に応じたり、指導や情報提供を行うとともに、各種保健福祉サービスが受けられるよう、サービス情報等の提供や関係機関との連絡、手続のお手伝いを行います。

④ その他日常生活上必要な援助

一時的かつ簡易な家事援助を行います。（日常的に家事援助等が必要な場合は、要介護認定の申請やヘルパーの派遣等についてアドバイスします。）

### （2）派遣費用負担金

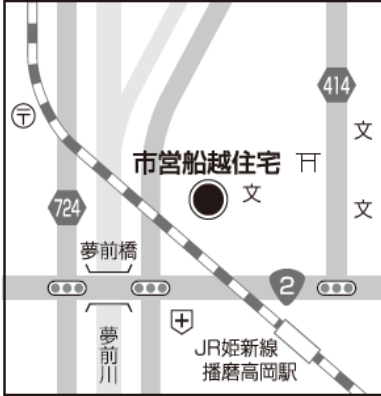
入居者は、家賃の他に入居者負担金として、生活援助員の派遣に要する費用を毎月負担（0～4,900円）していただきます。LSA派遣事業については、高齢者支援課（本庁舎2階）までお問い合わせください。⇒ 電話（079）221-2306

# ⑩ 市営住宅の位置



船越住宅（高岡西校区）

姫路市下手野五丁目9番2号



保城住宅（水上校区）

姫路市保城620-1



北条住宅（城陽校区）

姫路市北条252-12



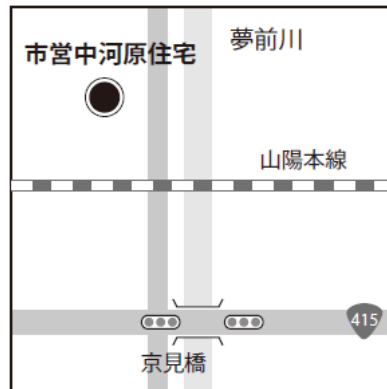
蒲田住宅（八幡校区）

姫路市広畑区蒲田11



中河原住宅（八幡校区）

姫路市広畑区才550



西蒲田住宅（八幡校区）

姫路市広畑区西蒲田514-2



勝原住宅（勝原校区）

姫路市勝原区下太田619-1



大塩住宅（大塩校区）

姫路市大塩町670-29



白浜南住宅（白浜校区）

姫路市白浜町甲840-14



江鮒住宅（豊富校区）  
姫路市豊富町甲丘二丁目3



書写西住宅（曾左校区）  
姫路市書写台二丁目3



清水谷住宅（置塩校区）  
姫路市夢前町置本406-5



英賀保住宅（英賀保校区）  
姫路市飾磨区矢倉町二丁目26



地番は代表地番を表示

文=小・中学校 ⊗=高等学校 ⊗=警察署 ㄣ=消防署 ㊤=郵便局 ㊦=病院 ㊧=神社 ㊨=寺院

## ⑪ 選考方法

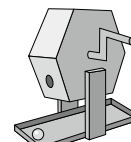


### 1次審査 (申込資格等の確認)

申込者全員について、抽選日までに市営住宅入居申込書の記載内容等により審査します。

- ① 無資格者には、令和8年7月中に理由を記してお知らせします。
- ② 有資格者には、**令和8年7月下旬頃に抽選申込票を送付しますので、抽選日の前日(土日祝除く)までに郵送または直接住宅課窓口に提出してください。**

### 抽選



抽選(公開)は、令和8年8月12日(水)を予定しています。詳細な時間や場所については、申込者(有資格者)に郵送(第1種封筒)にてお知らせします。

抽選では、申込住宅1戸につき、当選者(1世帯)と補欠者(2世帯)を決定します。**なお、第一希望で申込がなかった住宅のみ、当選者及び補欠者以外の方について第二希望分の抽選を同様に行います。**

- ※ 抽選に際しての優遇取扱いは6~7ページのとおりです。
- ※ **抽選日の前日(土日祝除く)までに抽選申込票の提出がない場合は失格となります。**
- ※ 募集対象住宅がない場合、抽選はありません。
- ※ 抽選の順番は令和7年10月に申し込まれた方からの申込み順になります。

#### 【抽選の結果について】

当選された方にも、別途通知します。**落選された方には通知しません。抽選を見学されず、当否が分からない場合は抽選日の翌日以降に電話にてお問合せください。**

### 2次審査 (資格審査)

当選された方は、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票・所得証明書等の書類を提出していただきます。必要に応じて実態調査を行います。その後、入居資格を審査し、入居予定者を決定します。書類の提出期限は令和8年9月中旬頃を予定しています。詳細は、後日お知らせします。

必要な書類を提出されないとき、申込書の記載内容が証明できないとき若しくは虚偽であるとき、住宅困窮事由に該当しないとき又は収入基準以内でないことが判明した等のときは、失格となります。

また、当選者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の2次審査を行い、入居予定者を決定します。



## ⑫ 募集予定

### (1) 定期募集日程

市営住宅の定期募集は、年4回（1月、4月、7月、10月）行っています。

	申込書配布時期	申込(募集)期間	公開抽選会	入居予定
① 1月入居者募集	12月末	1月上旬	2月中旬	3月中
② 4月入居者募集	3月末	4月上旬	5月中旬	6月中
③ 7月入居者募集	6月末	7月上旬	8月中旬	9月中
④ 10月入居者募集	9月末	10月上旬	11月中旬	12月中

➤ 市営住宅の募集案内は広報ひめじでもお知らせします。

### (2) 申込案内書の配布場所

申込案内書は、募集月の前月の下旬に、次の場所にて配布します。

- ① 姫路市役所 住宅課（本庁舎5階）
- ② 地域事務所（家島・夢前・香寺・安富）
- ③ 各支所
- ④ 各出張所
- ⑤ 各サービスセンター
- ⑥ 駅前市役所

※ ②～⑥では、窓口での受付は行っていませんのでご注意ください。

### (3) 定期募集住宅以外の住宅

種類	募集	政令月収要件 ※1
受付順住宅 (一般用住宅・ 単身用住宅のみ)	清水谷住宅／塚本住宅／妻鹿住宅／ 網干新在家住宅／余部住宅／東阿保 住宅／書写東住宅／六角住宅／安志 才ノ元住宅／皆河住宅 等	158,000円/月以下 ※2
再開発住宅	北条北住宅／豊沢住宅	137,000円/月以上
特定公共賃貸住宅	市之郷住宅／英賀保住宅／西蒲田住 宅／朽原住宅	158,000円/月 ～487,000円/月 ※3

※1 政令月収の計算は12～14ページを参照

※2 裁量世帯は214,000円/月以下。

裁量世帯のうち、子育て世帯等は259,000円/月以下。9ページ参照

※3 40歳未満の方は、137,000円/月～487,000円/月

# ⑬ 申込書の書き方



## 姫路市営住宅入居申込書

令和8年(2026年)7月募集分

受付印

(宛先) 姫路市長  
以下の事項及び入居申込案内書記載の事項を了承・誓約の上、次の通り申し込みます。  
・申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされること。  
・入居資格審査のため市税・世帯・暴力団員に関する事項を調査されること。  
・入居者又は同居者が暴力団員であると判明した場合は、一切の異議を申し立てず

課長 係長 係 決 裁

てください。

申込住宅は、申込案内書15~17ページの「⑨募集対象住宅」の中から記載してください。

収入・所得の記載方法は、申込案内書11ページを参照

いずれかにチェックをいれてください。

身体：身体障害者手帳  
精神：精神障害者手帳  
療育：療育手帳  
等級も必ずご記入ください。

フリガナ	氏名	住所	年齢	性別	婚姻状況	職別	収入
ヒメジ 知子	姫路 太郎	北条 住宅	55	男	本人	級 A/B1/B2	0 円
〒 670-8501	姫路 太郎	北条 住宅	54	女	妻	級 A/B1/B2	0 円
姫路市安田四丁目1番地	姫路 太郎	北条 住宅	25	男	子	級 A/B1/B2	0 円
電話 079-221-2633	姫路 太郎	北条 住宅	23	女	子	級 A/B1/B2	0 円
(フリガナ)	続柄	生年月日	年齢	性別	婚姻状況	職別	収入
ヒメジ ハコ	本人	昭平令 XX.1.1	55	男	本人	級 A/B1/B2	1,000,000 円
ヒメジ 行功	妻	昭平令 XX.2.2	54	女	妻	級 A/B1/B2	0 円
ヒメジ ジョウ	子	昭平令 XX.3.3	25	男	子	級 A/B1/B2	0 円
ヒメジ ジョウ	子	昭平令 XX.5.5	23	女	子	級 A/B1/B2	0 円
昭平令		昭平令					

入居申込者

単身者用住宅  一般住宅  高齢者用住宅  車いす用身体障害者用住宅

職 員 記 入 欄	[A] 所得計	控除の種類	[B] 控除計	[C] 故令月収	分位
	円	円	円	円	位
	380,000円×	同除・扶養控除	100,000円×		
	270,000円×	普通障害者控除	100,000円×		
	400,000円×	特別障害者控除	100,000円×		
	350,000円×	ひとり親控除	100,000円×		
	270,000円×	寡婦控除	100,000円×		
	250,000円×	特定扶養親族控除	100,000円×		
	100,000円×	老人扶養親族控除	100,000円×		
	100,000円×	基礎控除	100,000円×		

別居扶養

●持家(共有含む)の有無(同居される方も含む)

1. ない 2. ある(令和XX年XX月売却予定)

●婚姻の場合(入籍予定 令和XX年XX月 日)

●生活保護受給中であるかどうか(受給中・受給中でない)

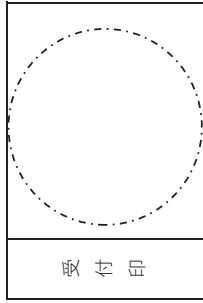
裁量 有・無

抽選優遇 有(高・障・子・若・多・DV)・無

【特記】

# 姫路市営住宅入居申込書

令和8年(2026年)7月募集分



受付印

(宛先) 姫路市長

以下の事項及び入居申込案内書記載の事項を了承・誓約の上、次の通り申し込みます。

- ・申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされることがあること。
- ・入居資格審査のため市税・世帯・暴力団員に関する事項を調査されること。
- ・入居者又は同居者が暴力団員であると判明した場合は、一切の異議を申し立てず退去すること。

## 太枠内のみ記入してください。

※申込期間最終日の状況をご記入ください。

フリガナ 氏名	フリガナ 住所	申込住宅	住宅	<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 単身者用住宅 <input type="checkbox"/> 高齢者用住宅 <input type="checkbox"/> 車いす用身体障害者用住宅
------------	------------	------	----	--

フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号
------------	------------	--------------	----------------

フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号	フリガナ 年齢	フリガナ 性別	フリガナ 障害者手帳 種別	フリガナ 障害者手帳 等級	フリガナ 勤務先又は事業所の所在地	フリガナ 給与・年金は総収入額、事業等は所得額を記入 給与総収入額		フリガナ 事業等総所得額		フリガナ 職員記入欄
									フリガナ 給与総収入額	フリガナ 年金総収入額	フリガナ 所得計	フリガナ 控除の種類	
(入居申込者)													
同居しようとする者													
別居扶養													

フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号	フリガナ 年齢	フリガナ 性別	フリガナ 障害者手帳 種別	フリガナ 障害者手帳 等級	フリガナ 勤務先又は事業所の所在地	フリガナ 給与総収入額	フリガナ 年金総収入額	フリガナ 所得計	フリガナ 控除の種類	フリガナ 職員記入欄
フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号	フリガナ 年齢	フリガナ 性別	フリガナ 障害者手帳 種別	フリガナ 障害者手帳 等級	フリガナ 勤務先又は事業所の所在地	フリガナ 給与総収入額	フリガナ 年金総収入額	フリガナ 所得計	フリガナ 控除の種類	フリガナ 職員記入欄
フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号	フリガナ 年齢	フリガナ 性別	フリガナ 障害者手帳 種別	フリガナ 障害者手帳 等級	フリガナ 勤務先又は事業所の所在地	フリガナ 給与総収入額	フリガナ 年金総収入額	フリガナ 所得計	フリガナ 控除の種類	フリガナ 職員記入欄

フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号	フリガナ 年齢	フリガナ 性別	フリガナ 障害者手帳 種別	フリガナ 障害者手帳 等級	フリガナ 勤務先又は事業所の所在地	フリガナ 給与総収入額	フリガナ 年金総収入額	フリガナ 所得計	フリガナ 控除の種類	フリガナ 職員記入欄
フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号	フリガナ 年齢	フリガナ 性別	フリガナ 障害者手帳 種別	フリガナ 障害者手帳 等級	フリガナ 勤務先又は事業所の所在地	フリガナ 給与総収入額	フリガナ 年金総収入額	フリガナ 所得計	フリガナ 控除の種類	フリガナ 職員記入欄
フリガナ 氏名	フリガナ 住所	フリガナ 電話番号	フリガナ 携帯電話番号	フリガナ 年齢	フリガナ 性別	フリガナ 障害者手帳 種別	フリガナ 障害者手帳 等級	フリガナ 勤務先又は事業所の所在地	フリガナ 給与総収入額	フリガナ 年金総収入額	フリガナ 所得計	フリガナ 控除の種類	フリガナ 職員記入欄

フリガナ  
氏名

670-8501

切手を  
必ず貼  
ってください。

※切手を貼っていないと返戻されます。

姫路市安田四丁目1番地  
姫路市役所  
住宅課 行

姫路市営住宅入居申込書(7月定期募集)  
受付期間7/2(木)~7/10(金)  
※郵送の場合は7/10(金)までの消印で  
7/13(月)までに住宅課に必着のこと

※申込者の住所・氏名を必ず記入してください。

申込者	住所	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>